

令和6年度 第1回

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会委員名簿	-- P.	1
別冊 No. 2 -1	広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（現行）	P.	2
-2	広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）	P.	3
-3	中分類	P.	4
-4	令和6年度適用使用者数及び適用労働者数	P.	6
別冊 No. 3	令和5年度 特定最低賃金の審議・改定状況（船舶・輸送機械等）	P.	8
別冊 No. 4	令和6年度最低賃金実態調査概要（船舶製造・修理業，船用機関製造業）	P.	9

令和6年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金)

広島労働局

令和6年9月18日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	みつい まきのぶ 三井 正信	安田女子大学 教授
	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
	もり あきと 森 亮人	弁護士
労働者代表	あくね こう 阿久根 孝	ジャパンマリンユナイテッド呉労働組合 執行委員長
	さざき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	まえだ りゅうじ 前田 隆司	内海造船労働組合 執行委員長
使用者代表	でまち てつや 出町 哲也	株式会社IHI 呉事業所長
	なかの ひろゆき 中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	なかもと ひろと 中本 裕人	神田ドック株式会社 取締役

[注] 1. 太字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造業・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造業・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間1,030円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和5年12月31日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

船舶製造・修理業、船用機関製造業	
適用する使用者	広島県の区域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和6年4月改定）より （青字は事務局にて加筆）	
E31 輸送用機械器具製造業のうち	
E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（313 船舶製造・修理業、船用機関製造業に限る）	
E3100 主として管理事務を行う本社等	
E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	
E3131 船舶製造・修理業	
E3132 船体ブロック製造業	
E3133 舟艇製造・修理業	
E3134 船用機関製造業	
L7282 純粹持株会社（313 船舶製造・修理業、船用機関製造業に限る）	

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

大分類E－製造業

中分類31－輸送用機械器具製造業

総説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)

3100 主として管理事務を行う本社等

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

313 船舶製造・修理業、船用機関製造業

3131 船舶製造・修理業

主として船舶の製造・修理設備として造船台、ドック若しくは引揚船台を有し、船舶を製造又は修理する事業所をいう。

ただし、主として船体ブロックの製造若しくは船舶用の部分品（甲板機械、アンカーチェーン、プロペラ、ぎ装品など）のみを製造・修理する事業所又は下請けとして塗装、船台、建具、配線などを行う事業所は本分類に含まれない。

また、舟艇を製造又は修理する事業所は細分類 3133 に分類される。

- 鋼船製造・修理業；木造船製造・修理業；木製漁船製造・修理業
- ×船舶部分品製造業〔部分品の種類によりそれぞれの箇所に分類される〕；船体塗装業〔0771〕；船内配線業〔0812〕；舟艇製造・修理業〔3133〕；船用機関製造業〔3134〕；船用機関修理業〔9011〕

3132 船体ブロック製造業

主として鋼船の船体ブロックを製造する事業所をいう。

3133 舟艇製造・修理業

主として舟艇を製造又は修理する事業所をいう。

- ヨット製造・修理業；ボート製造・修理業；強化プラスチック製舟艇製造業

3134 船用機関製造業

主として船用の蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関を製造する事業所をいう。

- 船用内燃機関製造業
- ×船用機関修理業〔9011〕

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粋持株会社

令和6年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和3年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	1	1
E2211 高炉による製鉄業	1	4,393
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	10	671
E225 鉄素形材（鋳鉄铸件）製造業	37	1,021
E229 その他の鉄鋼業	161	2,315
計	210	8,401

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	9	32
E244 建設用・建築用金属製品製造業	521	5,353
E249 その他の金属製品製造業	67	1,599
計	597	6,984

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	321	7,432
E26 生産用機械器具製造業	807	19,389
E27 業務用機械器具製造業	25	457
計	1,153	27,278

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	49	5,269
E29 電気機械器具製造業	257	6,649
E30 情報通信機械器具製造業	10	269
計	316	12,187

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	3	356
E 311 自動車・同附属品製造業	268	32,708
計	271	33,064

6 船舶製造・修理業，船用機関製造業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理，補助的活動を行う事業所	5	9
E 313 船舶製造・修理業，船用機関製造業	435	8,931
計	440	8,940

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理，補助的活動を行う事業所	3	1,169
I 561 百貨店，総合スーパー	46	8,121
I 569 その他の各種商品小売業	28	385
計	77	9,675

8 自動車小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理，補助的活動を行う事業所	17	544
I 591 自動車小売業	1,483	10,155
計	1,500	10,699

令和５年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性 諮問日	必要性 答申日	結審
北海道	960	輸送機械（船）	948	990	42	改正	協約	7/31	8/7	9/29
岡山	932	輸送機械（船）	1,003	1,041	38	改正	協約	7/4	9/11	10/30
広島	970	輸送機械（船）	999	1,030	31	改正	公正	8/4	8/4	11/1
香川	918	輸送機械（船）	1,003	1,041	38	改正	公正	8/1	8/7	11/2
愛媛	897	輸送機械（船）	985	1,015	30	改正	公正	7/6	8/28	10/20

令和6年度

最低賃金実態調査の概要

(船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

広島労働局

-目 次-

1	最低賃金に関する実態調査の概要	P 1
2	分位偏差	P 5
3	賃金分布図グラフ	P 6
4	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	P 8
5	中位数・時間当たりの平均賃金額	P 9
6	事業所規模未満率	P 10
7	引上げ試算表	P 11
8	経過表（平成 17 年～令和 5 年度）	P 12

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事業所

製造業及び新聞業、出版業については1～99 人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29 人の民営事業所のうちから、「平成 30 年経済センサス(令和3年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99 人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にかかわらず対象とした。

(4) 労働者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29 人の事業所は全労働者、労働者 30～99 人の事業所は2分の1の労働者、そして 100 人以上の事業所については、5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

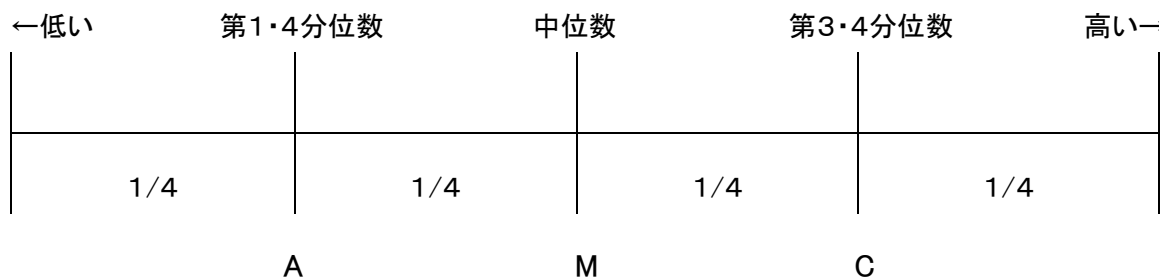
調査は通信調査とし、令和6年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の広がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差
(船舶製造・修理業, 舶用機関製造業)

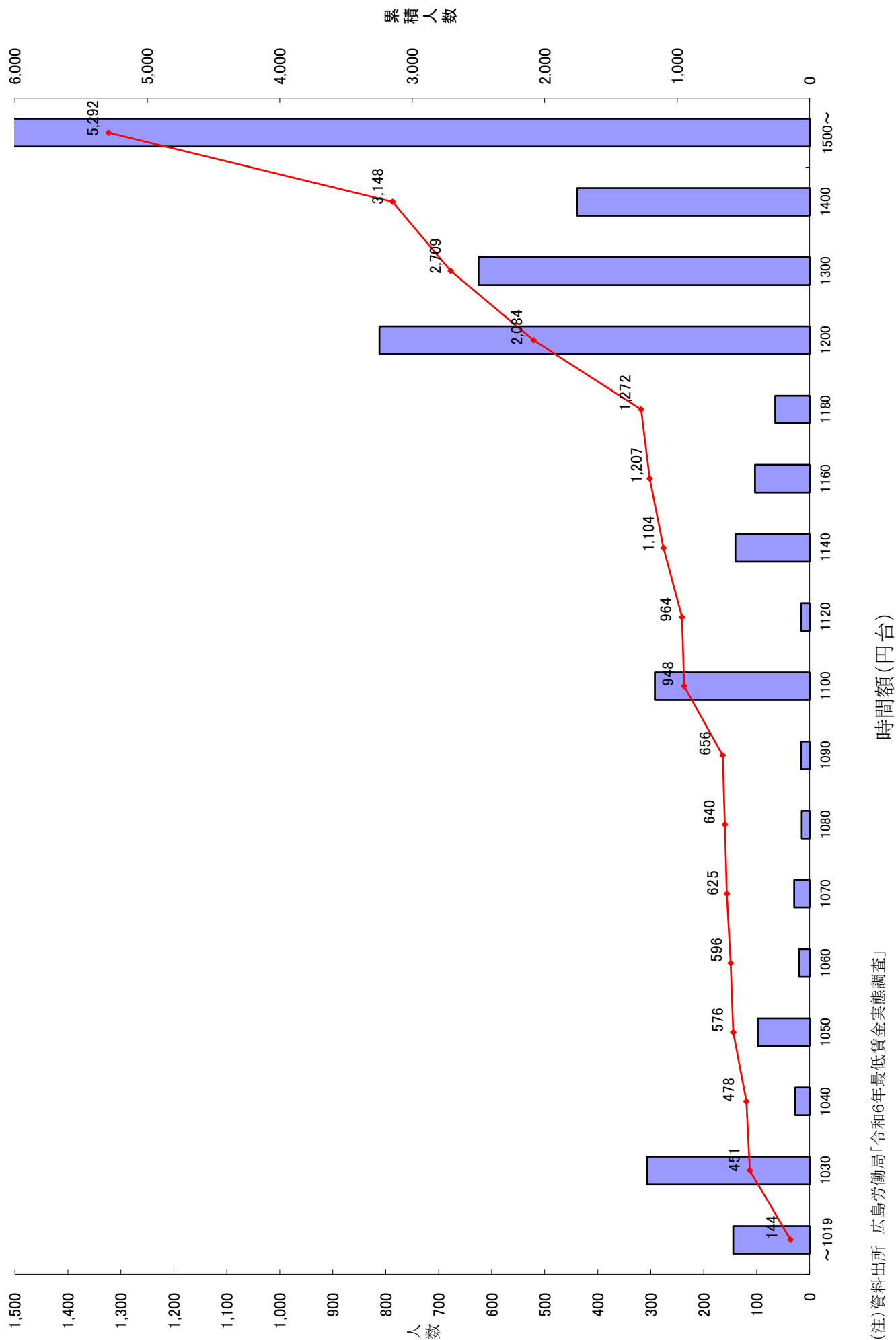
規模	内 訳	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合 計	第1・20分位数(円)	910	956	957	977	999	1,030
	対 前 年 増 減 率	-0.22%	5.05%	0.10%	2.09%	2.25%	3.10%
	第1・10分位数(円)	934	956	957	980	1,040	1,050
	対 前 年 増 減 率	2.41%	2.36%	0.10%	2.40%	6.12%	0.96%
	第1・4分位数(円)	1,008	1,000	1,050	1,100	1,123	1,200
	対 前 年 増 減 率	0.30%	-0.79%	5.00%	4.76%	2.09%	6.86%
	中 位 数 (円)	1,309	1,333	1,350	1,366	1,356	1,381
	対 前 年 増 減 率	-0.91%	1.83%	1.28%	1.19%	-0.73%	1.84%
	労 働 者 数	5,687	5,139	6,439	5,993	5,387	5,292
1 人	第1・20分位数(円)	934	956	933	977	999	1,000
	対 前 年 増 減 率	2.41%	2.36%	-2.41%	4.72%	2.25%	0.10%
	第1・10分位数(円)	934	956	957	1,000	999	1,030
	対 前 年 増 減 率	2.41%	2.36%	0.10%	4.49%	-0.10%	3.10%
	第1・4分位数(円)	1,000	1,100	1,021	1,142	1,100	1,125
	対 前 年 増 減 率	-1.09%	10.00%	-7.18%	11.85%	-3.68%	2.27%
	中 位 数 (円)	1,350	1,397	1,300	1,400	1,350	1,343
	対 前 年 増 減 率	-1.82%	3.48%	-6.94%	7.69%	-3.57%	-0.52%
	労 働 者 数	900	779	1,184	1,027	1,154	985
10 人	第1・20分位数(円)	934	952	952	974	999	1,030
	対 前 年 増 減 率	2.41%	1.93%	0.00%	2.31%	2.57%	3.10%
	第1・10分位数(円)	934	956	957	977	1,010	1,030
	対 前 年 増 減 率	2.41%	2.36%	0.10%	2.09%	3.38%	1.98%
	第1・4分位数(円)	1,008	976	1,000	1,050	1,100	1,130
	対 前 年 増 減 率	9.57%	-3.17%	2.46%	5.00%	4.76%	2.73%
	中 位 数 (円)	1,308	1,250	1,260	1,300	1,252	1,300
	対 前 年 増 減 率	5.74%	-4.43%	0.80%	3.17%	-3.69%	3.83%
	労 働 者 数	2,507	2,233	3,002	2,808	2,400	2,515
30 人	第1・20分位数(円)	902	956	957	980	1,021	1,100
	対 前 年 増 減 率	-1.10%	5.99%	0.10%	2.40%	4.18%	7.74%
	第1・10分位数(円)	934	956	978	1,039	1,100	1,146
	対 前 年 増 減 率	-2.40%	2.36%	2.30%	6.24%	5.87%	4.18%
	第1・4分位数(円)	1,006	1,100	1,151	1,200	1,200	1,303
	対 前 年 増 減 率	-10.50%	9.34%	4.64%	4.26%	0.00%	8.58%
	中 位 数 (円)	1,304	1,407	1,440	1,431	1,500	1,534
	対 前 年 増 減 率	-6.86%	7.90%	2.35%	-0.62%	4.82%	2.27%
	労 働 者 数	2,280	2,126	2,307	2,158	1,833	1,793

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

船舶製造・修理業, 舶用機関製造業の最低賃金

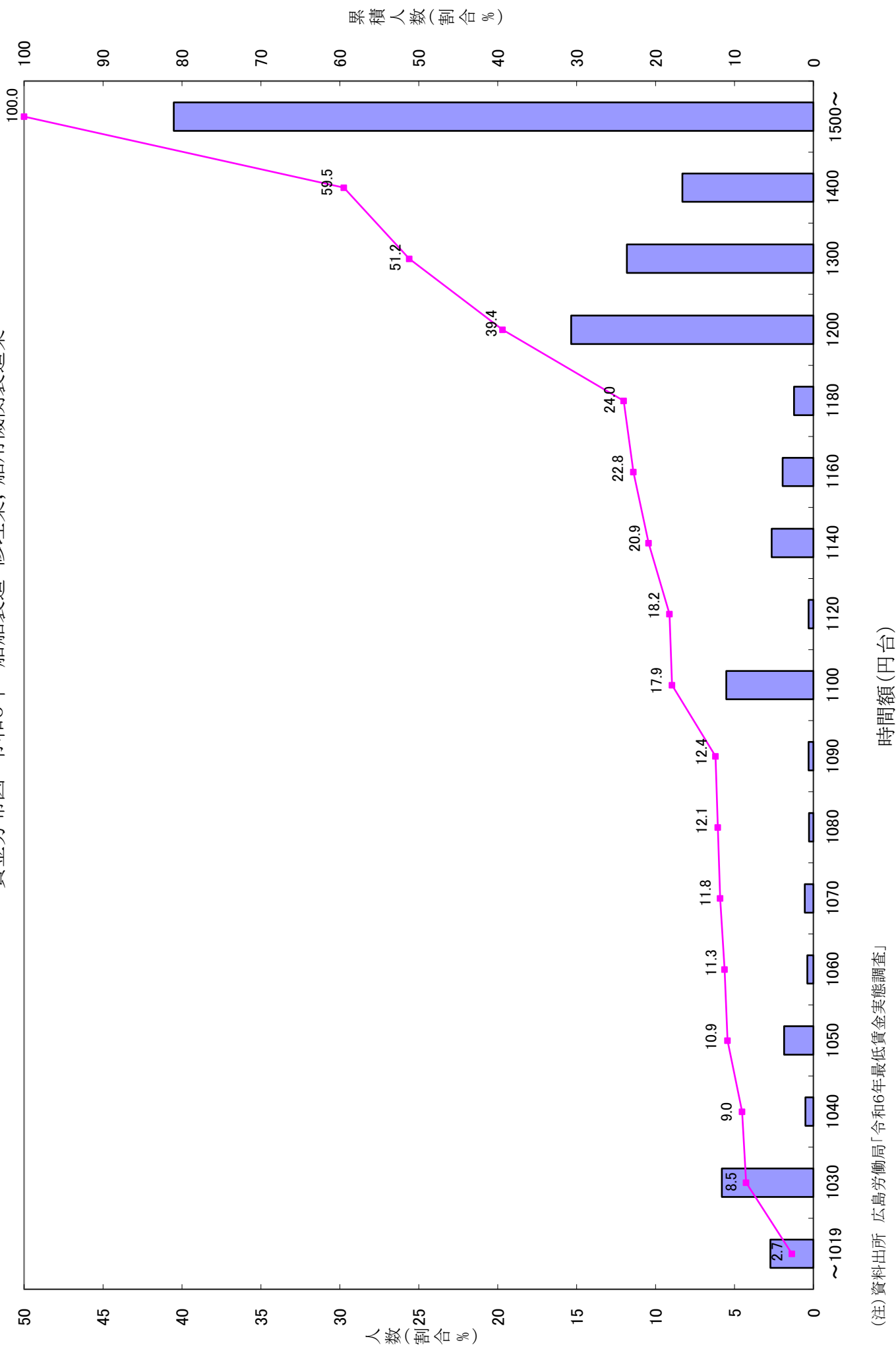
年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時 間 額	934円	956円	957円	977円	999円	1,030円
発 効 日	H30.12.31	R1.12.31	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31

賃金分布図 令和6年 船舶製造・修理業,船用機関製造業

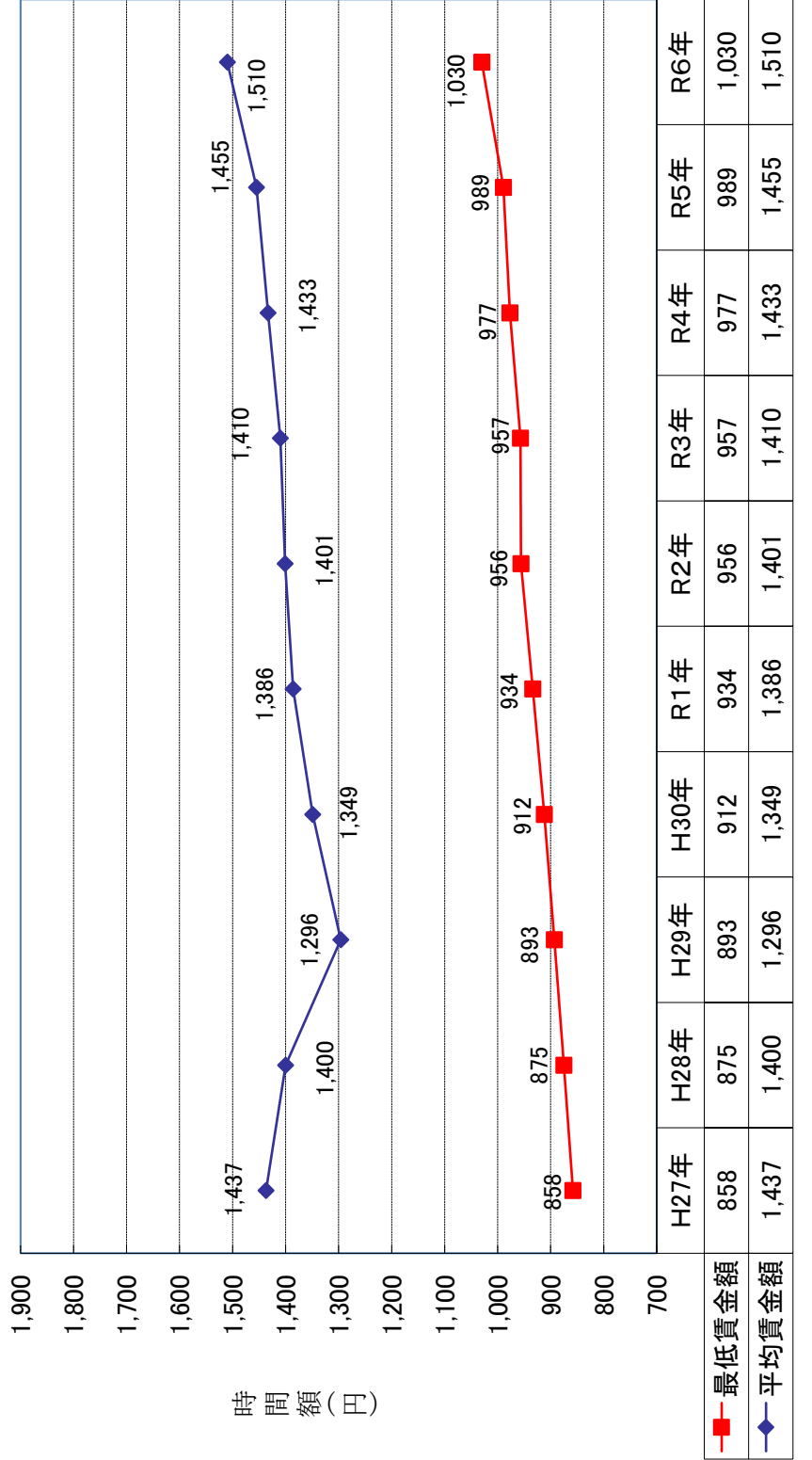


(注)資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

賃金分布図 令和6年 船舶製造・修理業，船用機関製造業



船舶製造・修理業、船用機関製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



(注)資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

船舶製造・修理業, 舶用機関製造業

最低賃金額 1,030円

	全地域	
	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	円 1,381	円 1,510
規模(1～9人)	円 1,343	円 1,508
規模(10～29人)	円 1,300	円 1,419
規模(30～99人)	円 1,534	円 1,637

(注) 資料出所 広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

船舶製造・修理業, 舶用機関製造業

最低賃金額 1,030円

	全地域	
	未満率	未満労働者数
規模計	2.8%	147人
規模(1～9人)	7.3%	72人
規模(10～29人)	2.4%	60人
規模(30～99人)	0.8%	15人

全労働者数	5,292
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和6年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和6年 船舶製造・修理業, 船用機関製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%) (未満率)	(人)
【 現 行 】		1,030	8.5	451
1	0.10	1,031	8.6	454
2	0.19	1,032	8.6	454
3	0.29	1,033	8.6	456
4	0.39	1,034	8.6	456
5	0.49	1,035	8.8	468
6	0.58	1,036	8.9	469
7	0.68	1,037	8.9	469
8	0.78	1,038	8.9	469
9	0.87	1,039	8.9	469
10	0.97	1,040	9.0	478
11	1.07	1,041	9.1	479
12	1.17	1,042	9.1	479
13	1.26	1,043	9.3	491
14	1.36	1,044	9.3	491
15	1.46	1,045	9.3	491
16	1.55	1,046	9.3	491
17	1.65	1,047	9.3	491
18	1.75	1,048	9.4	497
19	1.84	1,049	9.4	497
20	1.94	1,050	10.9	576
21	2.04	1,051	10.9	576
22	2.14	1,052	10.9	576
23	2.23	1,053	10.9	576
24	2.33	1,054	10.9	576
25	2.43	1,055	10.9	576
26	2.52	1,056	11.1	588
27	2.62	1,057	11.1	588
28	2.72	1,058	11.1	588
29	2.82	1,059	11.1	588
30	2.91	1,060	11.3	596
31	3.01	1,061	11.3	596
32	3.11	1,062	11.5	609
33	3.20	1,063	11.5	609
34	3.30	1,064	11.5	609
35	3.40	1,065	11.5	609
36	3.50	1,066	11.5	609
37	3.59	1,067	11.8	625
38	3.69	1,068	11.8	625
39	3.79	1,069	11.8	625
40	3.88	1,070	11.8	625
41	3.98	1,071	11.9	627
42	4.08	1,072	11.9	627
43	4.17	1,073	11.9	627
44	4.27	1,074	11.9	627
45	4.37	1,075	11.9	627
46	4.47	1,076	11.9	627
47	4.56	1,077	11.9	627
48	4.66	1,078	11.9	627
49	4.76	1,079	11.9	632
50	4.85	1,080	12.1	640
(注)全労働者数				5,292

(注) 「令和6年最低賃金実態調査」における「広島県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

（ 船舶製造・修理業, 舶用機関製造業 ）

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成17年度	780	4	0.5	0.9	1.3
平成18年度	786	6	0.8	1.9	3.3
平成19年度	798	12	1.5	4.9	6.4
平成20年度	809	11	1.4	1.8	4.9
平成21年度	813	4	0.5	3.0	3.9
平成22年度	821	8	1.0	4.9	7.7
平成23年度	825	4	0.5	3.0	6.1
平成24年度	831	6	0.7	2.3	14.7
平成25年度	842	11	1.3	0.4	10.5
平成26年度	858	16	1.9	7.4	14.0
平成27年度	875	17	2.0	4.1	12.1
平成28年度	893	18	2.1	3.7	18.3
平成29年度	912	19	2.1	4.8	22.7
平成30年度	934	22	2.4	3.9	17.7
令和元年度	956	22	2.4	5.7	17.1
令和2年度	957	1	0.1	4.0	16.1
令和3年度	977	20	2.1	4.5	8.7
令和4年度	999	22	2.3	3.7	8.5
令和5年度	1,030	31	3.1	2.8	9.6

(注)資料出所:毎年 of 広島労働局「最低賃金実態調査」